

12月  
1月は

# 滞納整理集中月間

市では、みなさんに納めていただく市税や国民健康保険税などの滞納を解消するため、12月と1月の2か月間を「滞納整理集中月間」として滞納整理を推進していきます。

税務課管理収納係

☎ 25 1132

特別滞納整理係

☎ 25 1136

## 市税の現況について

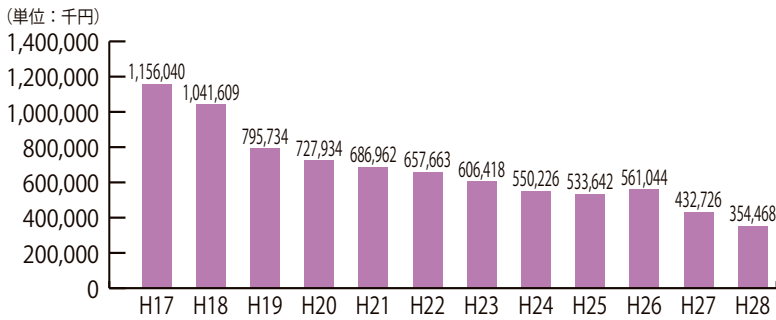
市では、累積滞納額の圧縮のため、平成18年度に税務課内に特別滞納整理係を設置し、預貯金の差し押さえや不動産の公売の実施、また三重地方税管理回収機構といった地方税徴収の専門機関に案件を移管するなど、滞納整理を推進してきました。

平成27年度には、「滞納整理の基本を大切にして収納率90%台へ」をスローガンとして掲げ、催告の強化を行うなど、滞納整理に取り組んだ結果、市税の収納率は87.3%となり、平成17年度の71.6%から15.7%回復し、滞納繰越額も約8億円を圧縮しました。しかし、依然として三重県下の平均収納率を下回っている状況です。

今後も、納期限内に納付されているかたの税の公平性

の維持と、福祉・教育・健康・環境などの市民サービス提供の財源となる市税収入の確保のために、滞納整理に努めていきます。

## 滞納繰越額の推移



## 滞納整理集中月間の取り組み

今年度は、12月と1月を「滞納整理集中月間」として取り組みます。

市では、納期限を過ぎても市税を納付していないかたに、督促状、催告書などの文書や電話催告で納付をお願いしています。それでも、納付がないかたに対しては、金融機関などへの財産調査や勤務先への給与照会などの調査を行った後、差し押さえを積極的に実施することで、滞納整理を集中的に行います。



## 三重地方税管理回収機構とは

県内市町の滞納地方税の徴収を専門に行う組織として設立されました。県内各市町の滞納整理事業を引き受け、専門的手法を駆使しながら、迅速な滞納整理を行っています。

市の直近3年の移管状況は、表のとおりです。また、平成16年の機構設立以降、移管した案件は、延べ166件で、徴収額は約2億4千万円となっています。

## 市の直近3年の移管状況

	移管件数	徴収額 (円)
平成25年度	8	8,775,883
平成26年度	12	13,295,146
平成27年度	15	29,406,029

## 放置しないで相談を

けがや病気、失業など、やむを得ない事情により、一時的に納めることが困難な場合には、納税計画を確実に守っていただくことを条件に、法律の範囲内の期間で分割して納付することができます。何もせずに未納をそのまま放置しておいても問題の解決にはならず、延滞金の増加、差し押さえ・公売などの不利益を受けることになります。

また、昼間に納税や納付相談ができないかたのために、平日(祝日を除く)の午後9時まで、市民文化会館2階税務課窓口にて夜間納税相談窓口を開設しています。なお、夜間納税相談窓口は、利用の際に予約が必要となりますので、事前に連絡をしてください。電話でも窓口でも対応をさせていただきますので、早めに相談してください。

